

姫路海上保安部長公示第27-1号

港則法第37条第1項及び第37条の5の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、第37条第2項の規定により公示する。

平成27年5月21日

姫路海上保安部長



相生港・相生ペーロン祭前夜祭に伴う海上花火大会の開催による航泊禁止について

標記花火大会が、相生港・兵庫県相生市旭1丁目地先海上において実施されるため、下記のとおり当該作業に従事する船舶及び姫路海上保安部長が許可した船舶を除く船舶の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成27年5月30日(土)1930から2050まで又は花火打揚げ終了時(荒天などにより実施できない場合は、翌31日(日)の同時間帯により実施)

2 区域

次のイ点とホ点を結ぶ線、ロ点とハ点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

基点 相生港内、工和橋北側東基部

イ点 基点から94度 560メートルの地点

ロ点 イ点から141度 480メートルの地点

ハ点 ロ点から205度 200メートルの地点

ニ点 ハ点から290度 120メートルの地点

ホ点 ニ点から320度 520メートルの地点

3 その他

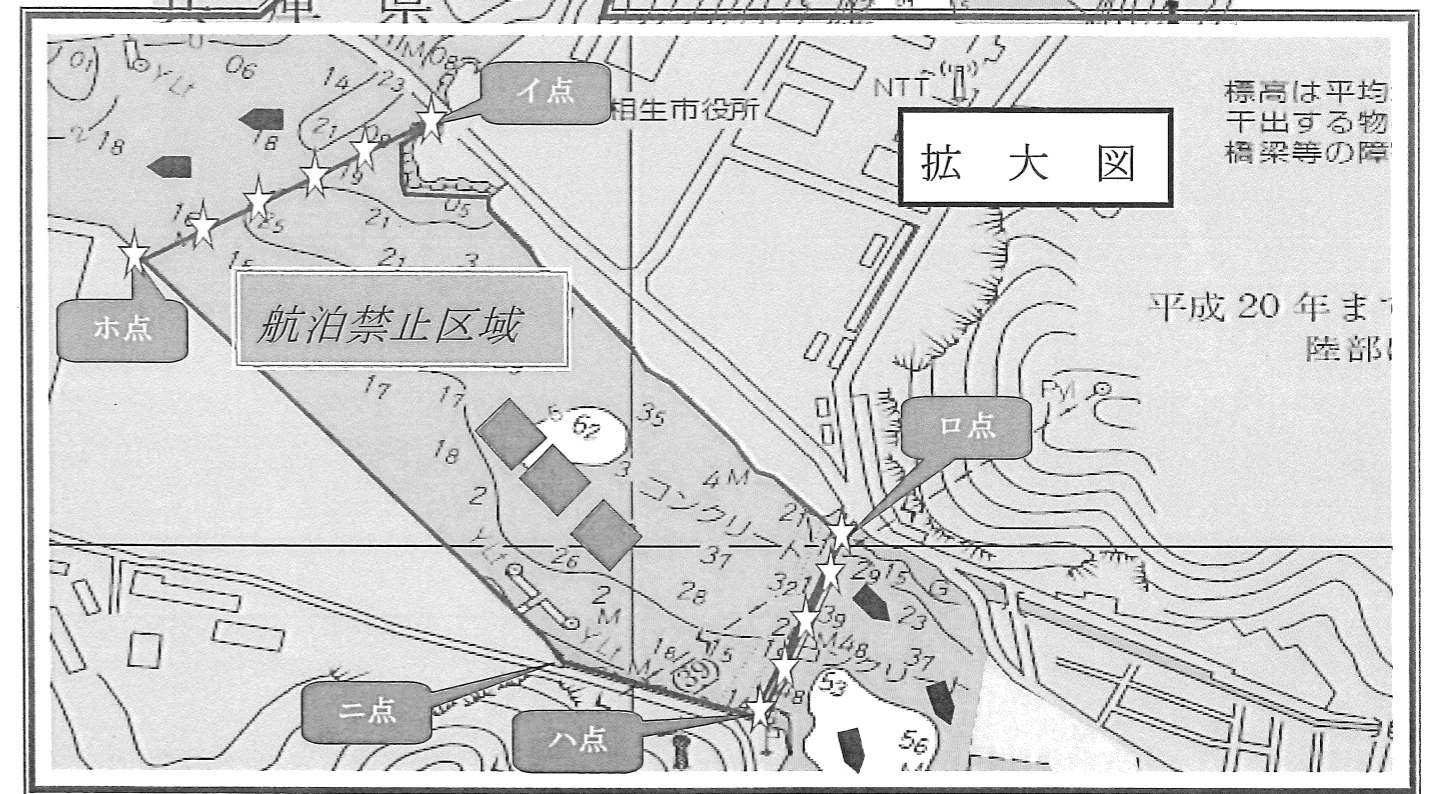
(1) 航泊禁止区域を明示するため、別図のとおりイ点とホ点を結ぶ線上に標識灯(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離2.7km)6基、ロ点とハ点を結ぶ線上に船舶進入防止用工作物を展張し、標識灯(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離2.7km)5基が設置される。

船舶進入防止用工作物の先端(ロ点側)に、25メートルの開口部を設けている。

(2) 周辺海域には、警戒船5隻が配備されている。

(3) 1500頃から水路中央部付近に、花火打揚げ台船3隻が係止されている。

(4) 本花火大会終了時をもって、船舶進入防止用工作物は開放・標識灯は撤去される。



基点	相生港、工和橋北側東基部
イ点	基点から94度560メートルの地点
ロ点	イ点から141度480メートルの地点
ハ点	ロ点から205度200メートルの地点
ニ点	ハ点から290度120メートルの地点
ホ点	ニ点から320度520メートルの地点

凡例	
	船舶進入防止用工作物
	標識灯(黄色4秒1閃、光達距離2.7km)
	警戒船
	花火打揚げ台船